官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○労働安全衛生法第七十七条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（厚生労働二六八）　一
〔その他告示〕
○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の効力発生に関する件（外務三九〇）　一
○ソマリア連邦共和国におけるモガディシュの漁業コミュニティにおける持続可能な漁業管理及び漁獲後処理のための拠点整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（同三九一）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一四七八～一四八五）　二
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一四八六、一四八七）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の規定に基づく災害及び地域を指定する件（経済産業一四七）　四
○道路に関する件（東北地方整備局七五）　四
○道路に関する件（中部地方整備局八九～九一）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委一四）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委二六）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委三二）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委一四九）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（大阪府公安委一三四）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委二〇一）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（鳥取県公安委一〇〇）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（島根県公安委一六）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委一三三）　六
〔国会事項〕
内閣　法務省　財務省　六
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（静岡労働局最低賃金公示一、熊本同一、大分同一）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一〇）　七
〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　七

法規的告示

○厚生労働省告示第二百六十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十七条第四項の規定に基づき、労働安全衛生法第七十七条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十月二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働安全衛生法第七十七条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

労働安全衛生法（以下「法」という。）第七十七条第四項の規定に基づき、都道府県労働局長が同条第三項において準用する法第五十三条第一項第五号の規定により法第七十七条第一項の規定による登録（以下単に「登録」という。）を取り消した者について、登録を受けることができない期間（以下「欠格期間」という。）を指定する際に従うべき基準は、次のとおりとする。

一　欠格期間は、登録の取消しの日から起算して十年とする。

二　都道府県労働局長は、法第七十六条の二第一項の規定に違反して不正に交付した技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収の状況、不正に交付した事実に係る自主的な申告の有無、回収への協力の程度及び情状その他の事情を考慮し、適当と認めるときは、前号の規定にかかわらず、欠格期間を登録の取消しの日から起算して十年未満の期間とすることができる。この場合において、欠格期間は、年を単位とし、二年を超えるものとする。

その他告示

○外務省告示第三百九十号

「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書」（令和五年条約三号）は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第十条3の規定に従い、令和七年九月十五日に効力を生じた。

なお、同議定書の締約国は、令和七年九月十五日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、バーレーン王国、バルバドス、

ベルギー王国、ベリーズ、ベナン共和国、ボツワナ共和国、ブラジル連邦共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ブルキナファソ、ブルガリア共和国、カーボベルデ共和国、カンボジア王国、カメルーン共和国、カナダ、チャド共和国、チリ共和国、中華人民共和国、コロンビア共和国、コモロ連合、コスタリカ共和国、コートジボワール共和国、キューバ共和国、コンゴ民主共和国、クロアチア共和国、キプロス共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドミニカ国、エクアドル共和国、エストニア共和国、フィジー共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ジョージア、ドイツ連邦共和国、ガーナ共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、ハイチ共和国、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル国、イタリア共和国、日本国、ヨルダン・ハシェミット王国、カザフスタン共和国、ケニア共和国、大韓民国、クウェート国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、レソト王国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、マラウイ共和国、マレーシア、マルタ共和国、モーリシャス共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ネパール、オランダ王国、ニュージーランド、ニカラグア共和国、ナイジェリア連邦共和国、北マケドニア共和国、ノルウェー王国、パキスタン・イスラム共和国、パナマ共和国、ペルー共和国、フィリピン共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、カタール国、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ共和国、セントルシア、サウジアラビア王国、セネガル共和国、セーシェル共和国、シエラレオネ共和国、シンガポール共和国、南アフリカ共和国、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン王国、スウェーデン王国、スイス連邦、東ティモール民主共和国、トーゴ共和国、トンガ王国、トルコ共和国、ウクライナ、アラブ首長国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国、ベトナム社会主義共和国、ザンビア共和国、欧州連合、中国香港、中国マカオ並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域

令和七年十月二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百九十一号

令和七年九月十二日にナイロビ（ケニア）で、ソマリア連邦共和国におけるモガディシュの漁業コミュニティにおける持続可能な漁業管理及び漁獲後処理のための拠点整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

令和七年十月二日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　モガディシュの漁業コミュニティにおける持続可能な漁業管理及び漁獲後処理のための拠点整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億八千九百万円

3　署名者

日本側　松浦博司在ソマリア大使（ケニアにて兼轄）

国際連合食糧農業機関側　エティエンヌ・ペーターシュミット在ソマリア事務所代表

○農林水産省告示第千四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字樋口字河子沢三九の一、三九の一四、三九の一五、三九の二三から三九の三五まで、字佛沢四〇の一から四〇の三まで、字横蕗四一の一から四一の三まで、字樋ノ沢四二の一（次の図に示す部分に限る。）、四二の三、四二の五、四二の六、四二の八から四二の一一まで、字前林四三の一から四三の四まで、四三の六七、字大久保四五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町伊﨑田字三方境三九六九の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町中之内字川頭三二三四（次の図に示す部分に限る。）、三二三二の四、三二三五、字椋段三五三〇の五、三五四一の一、三五四一の三、三五四一の五、三五四一の八、三五四一の一二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市財部町南俣字轟木八七四二の四から八七四二の八まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市財部町下財部字松箒四一二九の一三、四一二九の二五、字中山六八〇一の五六、六八〇一の六九、六八〇二の二八、六八〇二の二九、六八〇六の一八、六八〇六の二〇、六八〇六の二八、六八〇六の三八、六八〇六の三九、六八〇六の四七、六八〇六の六九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　保安林の所在場所　愛知県豊田市御蔵町長沢一から四まで、五の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字小野々原三一四三の二五
二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町都賀行八六の一、八六の二、八七の二、八一六の三、八一七、八一九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐によること。
都賀行八六の二・八七の二・八一六の三・八一九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めないこと。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一・二　（略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一・二　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか小型するめいか釣り漁業	4,200
（略）	（略）

第六～第八　（略）

○農林水産省告示第千四百八十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十月二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか小型するめいか釣り漁業	3,500
（略）	（略）

第六～第八　（略）

大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四　（略）

第五　するめいか

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

25,800トン

二・三　（略）

第六～第八　（略）

大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四　（略）

第五　するめいか

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

19,200トン

二・三　（略）

第六～第八　（略）

○経済産業省告示第百四十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年十月二日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間	
令和七年台風第十二号に伴う災害	鹿児島県	南さつま市	令和七年八月二十一日から令和八年一月一日まで

○東北地方整備局告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月二日

東北地方整備局長　西村　拓

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十三号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
湯沢市小野字大沢田二七四番一から同市桑崎字上谷地二六一番一まで	二七五・二〇～四八・二〇メートル	〇・四八三キロメートル

四　指定する期日　令和七年十月二日

○中部地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高山市一之宮町字薄越七七九七番一から同市一之宮町字薄越七七九八番八まで	前	一八・八〇～二三・八〇メートル　〇・〇三七キロメートル
	後	一八・八〇～五六・八五メートル　〇・〇三七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
豊橋市神野新田町字沖ノ島一三五番一から同市神野新田町字沖ノ島一一二番一まで	前	五七・八二～五九・一四メートル　〇・〇一六キロメートル
	後	五九・三〇～六〇・八八メートル　〇・〇一六キロメートル
豊橋市前芝町字浜新田四一番二から同市前芝町字西青一五四番一まで	前	三二・〇二～五〇・一八メートル　〇・〇一一キロメートル
	後	三二・〇二～五〇・一八メートル　〇・〇一一キロメートル
安城市和泉町南梶二八番五から同市和泉町南梶二八番一まで	前	四〇・四七～四六・六二メートル　〇・〇一七キロメートル
	後	四〇・四七～四七・一五メートル　〇・〇一七キロメートル
安城市和泉町七ツ田四二番地内	前	二六・三八～三四・一八メートル　〇・〇〇七キロメートル
	後	二六・五九～三四・一八メートル　〇・〇〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	安城市和泉町南梶二八番五から同市和泉町南梶二八番一まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所
〃	安城市和泉町七ツ田四二番地内	〃

供用開始の期日　令和七年十月二日

○岐阜県公安委員会告示第十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年一月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年一月六日まで

○愛知県公安委員会告示第二十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年一月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年一月六日まで

○三重県公安委員会告示第三十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年一月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年一月六日まで

○京都府公安委員会告示第百四十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年一月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで

○大阪府公安委員会告示第百三十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで

○兵庫県公安委員会告示第二百一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで

○鳥取県公安委員会告示第百号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

鳥取県公安委員会委員長　久本　雅義

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで

○島根県公安委員会告示第十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

島根県公安委員会委員長　錦田　剛志

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで

○岡山県公安委員会告示第百三十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

岡山県公安委員会委員長　内田　通子

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで

国会事項

衆議院

報告書受領

九月二十六日内閣から次の報告書を受領した。

国家公務員倫理法第四条の規定に基づく令和六年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告

自衛隊員倫理法第四条の規定に基づく令和六年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

又同日会計検査院長原田祐平から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「国際機関等に対する拠出等の状況について」

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理解職

国務大臣　伊藤　忠彦

環境大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　伊藤　忠彦

内閣府特命担当大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を免ずる（以上九月二十九日）

総務大臣秘書官　吉牟田　剛

願に依り本官を免ずる　鹿田あゆみ

判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上九月三十日）

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　橋本　泰宏
国家公務員法第八十一条の五第二項の規定により令和八年九月三十日まで異動期間を延長する
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　岡本　利久
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　岩井　勝弘
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上九月三十日）

法　務　省

小寺　次郎　池本壽美子　遠藤みどり
難民審査参与員に任命する（各通）（九月二十一日）
（京都地方検察庁検事）検事　村川美智子
辞職を承認する
（法務省矯正局総務課長）法務事務官　山本　宏一
法務省大臣官房審議官（矯正局担当）に昇任させる
（法務省矯正局参事官）同　山本　隆芳
法務省矯正局総務課長に配置換する
（東北矯正管区総務企画部長）小島まな美
法務省矯正局参事官に転任させる
（四国矯正管区総務企画部長）同　岩田　輝彦
東北矯正管区総務企画部長に配置換する
（福岡刑務所総務部長）同　大峯　隆義
四国矯正管区総務企画部長に転任させる（以上九月三十日）

財　務　省

佐野　豪俊
願に依り国家公務員共済組合連合会監事を免ずる（九月三十日）
松林健一郎
国家公務員共済組合連合会監事に任命する（十月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、滋賀県において開催されている第七十九回国民スポーツ大会に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月二十八日午前九時五十八分御出門、同県く行幸啓、同月二十九日午後八時五十二分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、中華人民共和国の国祭日につき、九月三十日同国主席閣下く御祝電を発せられた。
天皇陛下は、パラオの独立記念日につき、九月三十日同国大統領閣下く御祝電を発せられた。
天皇陛下は、キプロスの独立記念日につき、九月三十日同国大統領閣下く御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

静岡労働局最低賃金公示第１号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、静岡県最低賃金（昭和55年静岡労働基準局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
令和７年10月２日
静岡労働局長　國分　一行

第４号中「１時間1,034円」を「１時間1,097円」に改める。

熊本労働局最低賃金公示第１号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、熊本県最低賃金（昭和55年熊本労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
令和７年10月２日
熊本労働局長　金谷　雅也

第４号中「１時間952円」を「１時間1,034円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年１月１日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第１号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大分県最低賃金（昭和55年大分労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
令和７年10月２日
大分労働局長　秋山　雅紀

第４号中「１時間954円」を「１時間1,035円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年１月１日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

破産手続開始

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００１号
島根県大田市温泉津町福光ハ1458番地３
清算株式会社　石央セラミックス株式会社
代表清算人　佐々木賢一
１　決定年月日　令和７年９月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松江地方裁判所出雲支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４７号
東京都渋谷区桜丘町１番２号渋谷サクラステージセントラルビル11階
清算株式会社　飯綱東高原観光開発株式会社
代表清算人　荒木　達男
１　決定年月日　令和７年９月10日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の1.7408765％の金員を弁済する。
２　前項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
３　各協定債権者は、第１項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は吸収合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十六日
掲載頁　七十三頁（号外第二〇七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十六日
掲載頁　七十三頁（号外第二〇七号）

令和七年十月二日
東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー九階
（甲）株式会社テンナイン・コミュニケーション
代表取締役　大澤　弘毅
東京都港区六本木一丁目八番七号
（乙）株式会社アイコス
代表取締役　石橋　宏之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二日
東京都千代田区一番町二一番地
（甲）株式会社アイティフォー
代表取締役　坂田　幸司
東京都台東区雷門二丁目一七番二号ＮＥＷＮＯ浅草五階
（乙）株式会社Ｍフロー
代表取締役　山川　壽史

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

組織変更後の商号はSAMURAI　ASSET　FINANCE合同会社とします。

効力発生日は令和七年十二月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月四日

掲載頁　一二五頁（号外第一二三号）

令和七年十月二日

東京都港区赤坂二丁目一七番四六号

SAMURAI ASSET FINANCE株式会社

代表取締役　原　知之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ｓｈｉｎｙとします。

効力発生日は令和七年十一月十五日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年九月二十四日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二日

石川県金沢市中屋南二五二番地

合同会社ｓｈｉｎｙ

代表社員　木村　茂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｒｅｃｔｏとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二日

愛知県名古屋市西区城西一丁目一〇番一八号

合同会社ＷｅｂＰｒｏ

代表社員　山本　雄太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二日

鹿児島市郡元一丁目二番一一号ＲＪＲプレシア郡元三一〇号

Ａｃｏｍｐａｎｙ合同会社

代表社員　西　雅史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百三十万円減少し二千九百七十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二日

埼玉県所沢市大字日比田四二四番地一二

有限会社ティーエーエス赤坂

代表取締役　鎌田　路貴

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円、資本準備金の額を一千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二日

秋田県大仙市北長野字茶畑四四番地六

有限会社平熊商店

代表取締役　平瀬　孝志

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二日

埼玉県川口市栄町二丁目六番一六号

中興電機株式会社

代表取締役　神谷　道之

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二日

東京都中央区日本橋大伝馬町二番一六号

株式会社江戸屋

代表取締役　濱田　捷利

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

株式会社ローランド・ベルガー

代表取締役　大橋　譲

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である大塚莉菜が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十月二日

東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目三九番一二番

渋谷ウェストビル一階

Advantage Solutions Global Works, LLC

日本における代表者　大塚　莉菜

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

長崎県佐世保市ハウステンボス町七番八号

株式会社ジャイロスコープ

代表清算人　桂　　恵

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和七年九月十七日開催の臨時総会において、出資一口の金額を五万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二日

福岡県糸島市前原北一―六―三四

西日本建和協同組合

代表理事　西原　幸作

訂正公告

令和七年九月二十五日（号外第二一四号）掲載の第二期決算公告（枠組）中、「資本準備金」とあるは「その他資本剰余金」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月二日

岡山市北区田町一丁目一〇番一号

株式会社ヤマダ商工

代表取締役　山田　哲也

正　**誤**

ページ	段	行	誤	正
九		終りから五	三十四条	第三十四条

令和七年四月二十一日（号外第八十九号）公布国土交通省令第五十八号（航空法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）